

令和2年度（2020年度）
越谷市市政モニターから寄せられた意見

「越谷市市政モニター」について

「越谷市市政モニター」は、市民の皆様幅広く市政への参加を求め、市民各層の清新な声を体系的に収集し、これを施策の企画や行政の効果測定、あるいはその他行政運営上の基礎的参考資料として活用することにより、よりよい市政の実現に資するための制度です。

毎年、公募により20名の市民を募集し、市の行事などへの参加[※]、市の広報紙等に関する毎月のアンケート回答のほか、随時、市政へのご意見やご提案等（提言）をいただいています。

いただいた提言については、担当部署に伝え、必要に応じて、担当部署から電話などによる直接の説明や、文書による回答を行っています。

この「令和2年度越谷市市政モニターから寄せられた意見」は、令和2年度市政モニターから寄せられた市政への提言と、それに対する回答（文書回答）をまとめたものです。

※注：令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、行事の開催は見送りました。

目次

◎ 令和2年度越谷市市政モニターから寄せられた意見.....	1
＜目標2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり＞.....	1
心肺蘇生法の法的責任について.....	1
＜目標4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり＞.....	2
運転免許証自主返納者に対する支援について.....	2
大袋駅周辺の歩きたばこについて.....	3
＜目標6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり＞.....	4
小中学校体育館へのエアコン設置について.....	4
教員の仕事量について.....	5
各学校への給食室の設置について.....	6
科学技術センターミラクルのイベントについて.....	7

越谷市の将来像

「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」

＜実現に向けた6つのまちづくりの目標＞

- 1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり
- 2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり
- 3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり
- 4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり
- 5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり
- 6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

◎ 令和2年度越谷市市政モニターから寄せられた意見

<目標2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり>

心肺蘇生法の法的責任について

周囲に誰もいない状況で心肺蘇生法を行い、その方が亡くなってしまった場合、罪に問われることはあるのか。周囲に誰かいれば、悪意がなかったと証明してもらえるが、一人ではそれを証明できないので、命を救う行為であっても、怖気づいてしまう。近隣の同世代の人に聞いてみると「人の生死にかかわることに素人が手を出してはならない」という意見が大半だった。

心臓と呼吸が止まってしまった人に対して、善意の気持ちから心肺蘇生を行いたいと思いつつも、「うまくいかなかったら罪に問われるのではないかと不安に思われるお気持ちは、十分にお察しいたします。

日本においては、民法第698条の緊急事務管理の規定により、「悪意または重大な過失がない限り、救助者が処置対象者から損害賠償責任を問われることはない」とされています。また、刑法第37条の緊急避難の規定により、「害が生じても、避けようとした害の程度を越えなかった場合に限り罰しない」とされています。このことから、善意に基づいて注意義務を尽くし、心肺蘇生を行った場合には、民事上、刑事上の責任を問われることはないと考えられております。

また、目の前に倒れている人がいる場合、何よりも大切なことは、助けようと思う気持ちです。一人ひとりの勇気が、助かる命を救うことができるかもしれません。今後、目の前で倒れた方がいる現場に居合わせたときには、ぜひ勇気をもって救いの手を差し伸べていただければ幸いです。

なお、本市では、市民の皆様に正しい心肺蘇生法やAEDの使用法を学んでいただけるよう、応急手当講習会を定期的実施しております。現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見合わせておりますが、再開する際には、広報こしがやなどでお知らせいたしますので、ご参加をお待ちしております。

<令和2年10月2日：救急課>

<目標4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり>

運転免許証自主返納者に対する支援について

昨年末に運転免許証を自主返納した。警察の担当者に、自主返納者に対する支援施策等はないか確認したが、越谷市では行っていないとのことであった。病院通院のために公共交通機関を利用しているので、割引券を配ってほしい。

運転免許証の自主返納者に対する支援といたしましては、埼玉県警察が行っている「シルバー・サポーター制度」がございます。

この制度は、運転免許証を返納し、申請することにより「運転経歴証明書」の交付が受けられ、この証明書を提示することで、協賛しているスーパーマーケットや飲食店、タクシー会社、入浴施設などで、料金の割引や商品のサービスなどを受けることができるというものです。現在、本市においても、割引等のサービスを受けられる店舗がありますが、返納者の交通利便のサポート等も含め、さらなる制度の充実が必要であると考えています。

今後も、越谷警察署等と連携を図りながら、より多くの市内事業所に参加を働きかけ、本制度の利用促進に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

<令和2年4月28日：くらし安心課>

大袋駅周辺の歩きたばこについて

大袋駅を利用しているが、毎日同じ人が歩きたばこをしている。歩きたばこに罰金を科している自治体もあるので、越谷市でもその制度を取り入れてはどうか。また、大袋駅前には喫煙所（灰皿）が設置されているため、歩きたばこをする人がいるのではないか。

喫煙者の中には、歩行喫煙だけでなく、混雑している公共の場所での喫煙や吸殻のポイ捨てなど、ルールを無視した行為をする方も見受けられます。基本的には、公共の場所を利用する人のモラルの問題ではございますが、大変残念なことと考えております。

路上喫煙の防止につきましては、本市では、平成20年4月1日から「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内全域の公共の場所では喫煙を行わないようにするという努力義務を規定するとともに、通勤や通学等で往来の激しいJR武蔵野線南越谷駅及び東武伊勢崎線新越谷駅周辺を指定喫煙場所以外での喫煙を禁止する「路上喫煙禁止区域」に指定しており、罰則の規定もございます。路上喫煙禁止区域については、公共の福祉の増進を目的とするものではありませんが、個人の権利を制限することになるものであるため、指定にあたっては、慎重な検討が必要であると考えております。

ご指摘いただいた灰皿につきましては、コンビニエンスストアやたばこ店などと同様に、民有地内に設置されているものであり、本市が設置したものではございませんが、本市といたしましては、市公式ホームページや自治会への回覧等を通して、喫煙マナーの向上が図れるよう、一層の啓発活動に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

<令和2年5月19日：リサイクルプラザ（※現・資源循環推進課）>

<目標6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり>

小中学校体育館へのエアコン設置について

入学式などの式典や地震などの災害の時に使用する小中学校の体育館にエアコンを設置してほしい。

本市では、市内全ての小中学校について、平成29年度に普通教室等への空調設備の整備を完了し、児童・生徒の学習環境向上に努めてまいりましたが、体育館（屋内運動場）につきましては、空調設備が未整備であり、全校集会や授業などの使用に際し、熱中症等の懸念がされております。また、近年の災害において、避難所となった学校の屋内運動場の暑さ対策が課題として挙げられており、空調設備の必要性については、認識しているところでございます。

しかしながら、屋内運動場への空調設備の整備につきましては、普通教室等への空調設備の整備と同様、多額の財政負担を要することから、早期の対応は難しい状況でございます。

本市では、屋内運動場の暑さ対策として、冷風扇やスポットクーラーの活用など、さまざまな対応について調査研究するとともに、引き続き、式典などを行う際には、児童・生徒の健康管理を徹底してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

<令和2年6月4日：学校管理課>

教員の仕事量について

教員の仕事量について、残業が多すぎだと思う。それぞれのクラスに副担任を配置し、主担任の負担を減らした方が良いのではないか。また、教員採用試験の受験者資格の枠を広げ、多くの人材を採用したほうが良いのではないか。

昨今、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化している中、学校の担う役割は拡大し続けております。学校の教職員数は、学級数により定められており、学校によっては、学年副担任制を取り入れ、主担任の負担が増大しないよう業務分担等の工夫をしております。しかし、学校規模や教職員の配置によっては、副担任制が取り入れられない学校もございます。本市教育委員会としましては、教職員一人一人の業務量の負担を軽減するため、留守番電話の設置や学校閉庁日の導入、校務支援システムを活用した出席簿の管理等を取り入れてまいりました。

また、教員採用試験を受けられる資格者の枠につきましては、埼玉県教育委員会が定めておりますが、国や県に対して機会があるごとに学級編制の標準人数の見直しや、教職員の増員を要望しております。

引き続き、教職員が児童・生徒一人一人に応じた、きめ細やかな指導に専念できるよう、教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、教育の質の向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

<令和2年10月20日：学務課>

各学校への給食室の設置について

八潮市の小中学校給食で食中毒が発生した。越谷市も給食センターで調理をしているので、他人事ではない。子どもたちに温かいご飯を食べさせることや、食育の観点からも各学校に給食室を整備してほしい。

また、各学校は避難所に指定されているため、給食室があれば、炊き出しができ、災害時でも温かい食事を提供することが可能になると思う。

本市では、平成9年度から全小中学校を給食センター方式とし、学校給食センター3施設をもって完全給食を実施しております。1日約28,000食を調理することで、ひときわ大きなスケールメリットを発揮しており、今後につきましても、現在の施設を最大限に活用し、施設設備の改善等を図りながら、学校給食の内容充実、安全衛生管理のさらなる向上に努め、現行方式で継続して運営してまいりたいと考えております。

また、災害発生時における学校給食センターの役割につきましては、越谷市地域防災計画に基づき、3つの給食センターそれぞれで、り災者等に対する炊き出しを実施することになっております。

そのため、災害時に稼動可能な施設の整備・点検はもとより、災害時に停電や燃料不足等により学校給食センターの機能が失われることのないよう、水や燃料、電気の確保に努めているところです。

今後とも、子どもたちに安全・安心で美味しい給食を提供できるよう献立の充実に努めるとともに、生涯にわたって健康な食生活が実践できるよう食育指導の充実にも努めてまいります。

<令和2年7月22日：給食課>

科学技術センターミラクルのイベントについて

科学技術体験センターのイベントは、基本的に小学校3年生以上で保護者同伴でないと参加できず、また、兄弟に未就学児がいると参加できないなど制約が多い。スタッフを増やして多くのイベントを実施し、自己責任で参加してもらえばよいのではないか。

越谷市科学技術体験センターでは、新型コロナウイルス感染拡大防止にむけ、参加者の安全を最優先に考えた事業運営を行っております。小学生を対象にした科学講座につきましても、感染拡大前には、講師のほかに補助員を配置し、小学生参加者に直接補助を行っておりました。しかし、補助員が直接補助することは、濃厚接触にあたり、感染拡大のリスクが高くなることから、補助員に代わり、保護者同伴を条件に加えることとしました。これにより、小学生参加者が行き詰まった時には保護者がサポートを行うことで、実験・工作体験が成功体験で終わられるように態勢を整えています。もちろん、小学生参加者が講師の助言等のみで科学実験工作の成功体験が得られるような内容の場合は、保護者同伴は条件に加えておりません。

保護者同伴の有無を含め、科学講座の参加条件につきましては、事前に講師を含めた職員で講座内容の難易度や使用する装置、器具等の安全性等、総合的に考え、検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、未就学児の対応についてですが、実験室、工作室には多くの装置、器具、材料等が保管されており、なかには危険なものもございます。未就学児の発達段階では、危険かどうかの分別がつかずに興味のあるものを触ってしまうことが考えられるので、大きな事故につながる恐れがあります。また、机の高さは未就学児の顔の高さと同じくらいになっており、前述と同様に危険が伴います。

そのようなことから、開館当初から科学技術体験センターでは、未就学児の実験・工作室への入室を制限させていただいております。

今後につきましても、参加者の安全を第一に考え、特にコロナ禍における感染防止のため新しい生活様式に対応した科学講座の実施に努めてまいりますので、重ねてご理解を賜りたいと存じます。 <令和2年10月20日：生涯学習課（科学技術体験センター）>

令和2年度（2020年度）
越谷市市政モニターから寄せられた意見

発行：令和3年5月
越谷市市民協働部くらし安心課
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-963-9336
